

横浜市ワンストップ・伴走支援型空家の相談窓口 評価選定委員会設置要領

1 業務

評価選定委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
- (2) 評価項目の着眼点、評価項目及びそのウェイト並びに評価基準の確認
- (3) 評価の集計及び報告

2 構成

評価選定委員会の構成は以下のとおりとする。

委員長	建築局総務部長
副委員長	建築局住宅部長
	建築局建築指導部長
委員	建築局企画課長
	建築局総務課長
	建築局住宅政策課長
	建築局住宅政策課担当課長
	建築局建築指導課建築安全担当課長

3 その他

- (1) 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
- (2) 評価選定委員会は、7名以上の出席がなければ開くことができない。